

# 日本的雇用慣行におけるアーキテクチャ概念の可能性

—ローレンス・レッシングの法哲学を基礎として—

高 橋 哲 也

## 概 要

建築やコンピュータ分野で用いられるアーキテクチャという用語はレッシングにより全く異なる概念として提出された。レッシングの問題意識はシカゴ学派における法と経済学の領域では分析が不可能となりつつあったサイバー空間の分析であった。レッシングは法と経済の補完性の研究にとどまらず、そこに社会規範、アーキテクチャを加え新たな分析枠組として提案した。本稿ではまずレッシングの提示したレギュレーター（法、経済、社会規範、アーキテクチャ）の直接規制と間接規制について確認をする。さらにアーキテクチャの特徴の一つにある意識不要性に注目し、その特徴を援用した管理について検証する。最後にレッシングの分析枠組を確認した後に、その応用可能性について人的資源管理（HRM）の領域で検討する。日本的雇用慣行が何を意図していたのか、新卒採用の部分を検討しながらその内容を読み解きたい。また本稿ではレッシングが提唱したアーキテクチャ概念およびその分析枠組を用いることでHRMにおける新たな研究領域の拡大を意図している。

## 1. はじめに

アーキテクチャは元々建築分野で使われていた用語である。その意味は建築様式や構造であり、建築物のデザイン、作り方などに関わる部分を示す概念である<sup>1)</sup>。こうした建築物のデザインという意味合いがコンピュータ関連分野にも援用され、アーキテクチャはデータの形式やハードウェアの機能分担を含めた基本構造の設計やデザインを意味するようになった<sup>2)</sup>。一般的に同じアーキテクチャが用いられているコンピュータには、ソフトウェアの互換性があるとされている。そうしたソフトウェアを動かすのがプログラム言語であり、これをコードと呼ぶ。コンピュータのソフトウェアを動かすコードがサイバー空間において大きな影響力をもつ。このようにインターネット上のサイバー空間においてアーキテ

1) 建築とアーキテクチャの関係について本稿とも繋がる説明に藤村（2014）や藤本・鈴木（2010）がある。

2) 馬場（2016）によれば、コンピュータアーキテクチャは、狭い意味ではソフトウェアとハードウェアのインターフェースの定義を意味するが、通常はもっと広く「コンピュータの構成技術全般」だと説明し、「アーキテクチャの変遷は、コンピュータの歴史そのもの」としている（2頁）。芝山（2003）によればコンピュータシステムにおける「ハードウェア/ソフトウェア・トレードオフ点を定めているマシン語の機能レベル」をコンピュータアーキテクチャと定義している。ハードウェアを重視すると高速性と専用化が可能であり、ソフトウェアを重視すると柔軟性と汎用化が可能となる。どちらを重視するかの境界点をアーキテクチャとしている。

クチャのあり方に支配的な影響力があるとされている。このサイバー空間上のアーキテクチャの影響力から発生する規制要素に注目が集まることになった。さらに結果として社会でのアーキテクチャによる規制の議論が盛んになったのである。ここでの規制とはある行為ないし政策がもつ制約効果のことである。

アーキテクチャに関する議論が何故必要なのか。すでに社会科学の一部である法学、経済学、社会学などではそれぞれにこのアーキテクチャを用いた議論が盛んになりつつある。これらの学問領域と同様に経営学においてもアーキテクチャに関する議論が可能であると考え、議論を通じて研究のさらなる発展の可能性を探りたい。そして当該のアーキテクチャに関する議論はL. レッシグの提示した概念および分析枠組に端を発する。法学、経済学、社会学などで注目を集めるその一方で経営学に目を向けるとアーキテクチャの用語は散見されるのだが、レッシグの提示した概念ないし分析枠組を用いた研究は見られない<sup>3)</sup>。そこでまずは筆者の専門領域である人的資源管理論 (Human Resource Management : HRM) においてアーキテクチャ概念の適用に関して考察し、その可能性を探っていくことにする。

本稿ではまずレッシグの説明を俯瞰しつつ、レッシグの提示した概念がどのような特徴をもつのか確認する。さらにその他の学問領域に拡大しているのかを確認し、本稿におけるアーキテクチャ概念の取り扱いおよび分析枠組とHRMにおけるアーキテクチャ概念の可能性について探索しつつ、最後にアーキテクチャ概念による分析枠組を用いることで日本的雇用慣行により何が生じたのかを分析する。具体的には日本的雇用慣行は何を規制して何を促進したのかについて考察が可能になると考える。この分析を通じて①従業員の行動規制の仕組み②従業員の行動促進の仕組み、この表裏一体の現象に関する考察が可能だと考える<sup>4)</sup>。本稿では日本的雇用慣行全体についての議論はその範囲の広範さからも困難であるため、ひとまず新卒定期一括採用から入社後の配置転換に限定して議論することにする。その後日本人的雇用慣行に潜むアーキテクチャの基本構造について考察する<sup>5)</sup>。

## 2. アーキテクチャとは

### 2.1 アーキテクチャ概念の位置づけ

アーキテクチャに関する議論はサイバー法に詳しい法学者のレッシグの指摘から始まった。レッシグ (1999) によれば「その規制・制御手段というのが、本書の題名にもなっているあいまいな用語——コードだ。実際の空間では、われわれは法律がどのように規制・制御するかを認識している——憲法や法令やその他の法的コードを通じてだ。サイバー空間では、コードがどのように規制・制御しているかを理解する必要がある——サイバー空間を構成するハードウェアとソフトウェアが、どのようにして現在の形のサイバー空間を規制・制御しているのか。(中略) このコードがサイバー空間の『法律』だ。コードが法なのだ」(訳書9頁)と指摘している<sup>6)</sup>。サイバー空間では「コード=法」として機能しており、コー

<sup>3)</sup> ここでは藤本・武石・青島 (2001) や谷口 (2006) などがあり、ここでのアーキテクチャの意味は設計思想に近い意味である。海外の経営学についてはNadler (1992) も参照せよ。また本稿では扱わないがコーポレート・ガバナンスに関する議論ではガバナンスの原則であるコードについて議論しており、考察の余地があると思われる。

<sup>4)</sup> J.R. コモンズの研究者である高橋 (2013) によれば「個人は『義務』によって行動を規制されるが、一方で『自由』によって規制を受けずに『してよいこと』が明確化される」と指摘する。これは規制される部分と解放される部分が現れることを指摘しており参考になる。

<sup>5)</sup> 本稿は高橋 (2016, 2019) における議論をベースにして整理し、発展させたものである。

<sup>6)</sup> レッシグ (1999) の改訂版がレッシグ (2006) としてある。

ドが規制・制御手段として存在し、われわれはそれに強制的に従属させられていることをレッシグは強調するのだ。そしてサイバー空間のコードを言い換えたものがアーキテクチャである。レッシグ(2001)によれば、アーキテクチャとは「インターネットの技術プロトコルと、それ自身では簡単に変化しない、少なくとも大勢の関係者の調整無しには変化しない揺るぎない管理構造や社会的な慣例との両方」（訳書注2の34）のことで説明する。つまりアーキテクチャには二つの意味があり、一つはサイバー空間におけるコンピュータソフトウェアとハードウェアの規格に関するもの（特にコード）であり、もう一つを社会における管理構造や慣例であると指摘している。いわゆるサイバー空間のコンピュータ規格のみならず、社会的な管理構造にまでアーキテクチャ概念を拡大適用が可能であると主張する。このようにアーキテクチャに含まれる意味はサイバー空間のバーチャルな世界のみならずリアルな社会にも影響のある概念なのである。また別の箇所ではレッシグ(1999)は次のような表現を用いる。アーキテクチャとは「社会生活の『物理的につくられた環境』（訳書154頁）とレッシグはいう<sup>7)</sup>。これらの説明を踏まえ本稿ではアーキテクチャを何らかの主体の行為を規制し、または促進する物理的・技術的な人工環境と定義する<sup>8)</sup>。

それではアーキテクチャの規制とはどのようなものか見ていこう。まず規制とはルールを設けて物事を制限することであり、より具体的には特定の目的を実現するために許認可、介入、禁止などの方法を用いて行動の可能性を制限することである。端的には目的のため対象をルールに従わせることが規制である。このような人間の行動を規制するという発想は安全管理における予防の側面に現れている。それがフェイルセーフ (fail safe) とフールプルーフ (fool proof) の発想である。ではフェイルセーフとフールプルーフの発想とアーキテクチャがどのような接点があるのか見ていこう。

まずフェイルセーフは、ミスがあっても安全になる設計思想であり、失敗の発生を織り込んで考える方法である。そしてフールプルーフはそもそも失敗させない設計思想であり、いかに無知な状態であっても物理的に行為できない状況を作り出す方法である<sup>9)</sup>。これは労務管理における安全管理でも用いられる発想であり、作業での失敗の未然防止および再発防止にも繋がる。例えばフェイルセーフの発想が取り入れられたものには自動車のスライドドア、列車の緊急停止、病院の災害時の発電などがある。これらは何か異常を感知した場合には安全になるように動作することが設計されている。一方でフールプルーフの発想が取り入れられたものには、蓋をしないと回らない洗濯機、ブレーキを踏まないとかからない自動車のエンジン、コネクタの形が一致しないと繋げないガス器具や医療機器などがある。これらは重大な失敗に繋がる場面で用いられ、正式な手続きでしか起動しないように設計されている。フールプルーフの設計思想のほうがより制約の度合いが高いが、自由度を考えればフェイルセーフの設計にしたほうがよい場合もある。これは危険性と自由度のトレードオフである。

工場の現場では機械操作の場合に事故があった場合には大規模な労働災害となるため、事故発生の事後対応では遅いので予防として行動範囲を限定することや行為の可能性を制限する必要がある。結果的にフールプルーフのように事前に規制する必要がある。この予防という発想は事前規制の考え方であり、

7) レッシグ (1999) では「十九世紀半ばに自由を脅かしていたのが規範で、二十世紀にはそれが国家の力で、二十世紀半ばのかなりの部分で自由を脅かしたのが市場だったなら、わたしの議論というのは、二十世紀末から二十一世紀にかけて別の規制手段——コード——こそが懸念となることを理解すべきだ」(訳書154-155頁)と警告している。バーチャルとリアルの世界の両方でコード (アーキテクチャ) の存在が重要になり、そのあり方に注目すべきであるという発言は傾聴すべきだと考える。

8) 水野 (2017) も類似した考えのもと創造性とイノベーションの視点で語っている。

9) こうした点について工学倫理の立場から説明するのが齋藤 (2005, 2019) である。

行動の選択肢を狭めることで危険を回避する考え方である。予防という事前規制は機械操作であれば失敗を回避するための妙案かもしれない。しかし人間の場合には事前規制が多くなれば選択の可能性および自由を奪うことにもなる<sup>10)</sup>。そこで自由に振る舞うことを許可した上での規制についての考えが必要となる。

それでは事前規制に対して事後規制という考え方を見てみたい。事後規制は個人の行動の後に責任を追及する規制である。事後規制ではひとまず自由に振る舞うことを許可し、その一方でその行為の結果についての責任を問うという規制の考え方である<sup>11)</sup>。つまりは何をしても構わないが、ルールを逸脱した場合には制裁が加えられるのである。しかしながら次のようなケースを考えると事情が変ってくる。安全管理のために詳細なマニュアルが添付されており、それを正確に読みこなしていれば機械の操作を間違えることはないでしょう。マニュアルに操作方法が明記されていればルールは提示されている状態であると見なせる。それにも関わらず操作を失敗した場合は操作した人間がルールを破ったことを意味することになるだろう。このルールを法と読み替えた場合に何が問題になるだろうか。法は提示してあるが罪を犯す可能性はある。また別の問題もあり、文字の読めない子供はこの場合にどう対応すればよいのだろう。そこで法による規制が困難な状況に対して効果的であるのが事前規制として機能するアーキテクチャなのである<sup>12)</sup>。アーキテクチャの中には先ほどのフェイルセーフやフルプールの発想が取り入れられたものも多いのである<sup>13)</sup>。

## 2.2 旧シカゴ学派と新シカゴ学派

それではアーキテクチャ概念の具体的な説明に入っていきたい。アーキテクチャ概念が規制要因として作動するという議論はレッシング (1998) の論文に登場する。同論文ではアーキテクチャ概念の導入前と導入後の二つのグループがあると説明する。レッシングは法による規制と代替案としての市場の説明をしていたグループのことを旧シカゴ学派と呼び、法と市場に加え社会規範とアーキテクチャを加えた規制の形態について説明するグループを新シカゴ学派と呼ぶ<sup>14)</sup>。松尾 (2007) によれば「旧シカゴ学派と新シカゴ学派の共通点は、両学派ともある目的を達成するために効率的な規制態様 (modalities of regulation) として、法以外のレギュレーターに着目することであり、その相違点は、旧シカゴ学派が法規制の不効率性を指摘し、可能な限り市場が法に置き換わる側面に着目するのに対して、新シカゴ学派がレギュレーターの多様性に着目した上で、それらが混合的に作用する点をも考察することにある」(242頁) となっている。このレギュレーターとは規制の手段となりうる要素のことを意味し、法以外のレギュレーターは市場、社会規範、アーキテクチャである。旧シカゴ学派は、法だけでは規制が不十

10) 飯田 (2015) を参照せよ。

11) ここでの個人の自由と責任に関して法哲学者の議論が参考になる。安藤 (2007, 2009, 2010) や大屋 (2007, 2014) の論争が興味深い。仲正 (2010) も参照せよ。

12) 大屋 (2008) を参照せよ。規制には「事前規制：あらかじめ選択肢を排除する」と「事後規制：個人の行為の後に責任を追及する」ものがある。アーキテクチャは事前規制として作用する。アメリカは事前規制が発達していない代わり、懲罰的損害賠償等の罰則を工夫する社会であり、日本は事前規制が強く事後規制が弱い。行動規範は示しやすいがルール破りに対する罰則が弱い。

13) このあたりの一連の議論は畑村 (2005) の失敗学、北折 (2013) の迷惑学、松村 (2016) の仕掛学と比較すると興味深い。技術と規範の関係について参考になる。

14) 法と経済の分析はコース (1988) を参照せよ。こうした法と経済学による分析をしているのが R. コース、R. ポズナーなどがおり、またその起源を探るとコモンズの研究があると高橋 (2013) は指摘する。詳しくは飯田 (2004, 2012) も参照せよ。

表1 旧シカゴ学派と新シカゴ学派の特徴

	旧シカゴ学派	新シカゴ学派
規制の考え方	法規制を市場に置換 規制緩和と結合	規制緩和のみならず、 規制強化にも繋がる
レギュレーター	法, 市場	法, 市場, 社会規範, アーキテクチャ
レギュレーターの関係	法と市場は独立したものとする	各レギュレーターの相互作用
規制態様	直接規制	直接規制・間接規制

レッシング（1998）、松尾（2007）を参考に筆者作成

分であるので市場取引を規制の手段にしようとする。その一方で新シカゴ学派はさらに論を展開し、法と市場のみならず社会的な規範やアーキテクチャにより規制することが可能だと説明をする。これらのレギュレーターおよび規制の考え方などを踏まえ新・旧シカゴ学派の規制に関する特徴の異同についてまとめたものが表1である。ここでは規制に対する考え方、レギュレーターの種類、レギュレーターの関係、規制態様の四点から把握されている。

まとめると旧シカゴ学派は規制のレギュレーターを法によるものから市場によるものへの移行を目指しているのに対して、新シカゴ学派は法と市場の代替関係に止まらず規範やアーキテクチャを重要視し、法以外による規制の可能性を考えているのである。

### 2.3 レギュレーター

前節の四つのレギュレーターに関して説明をしよう。新シカゴ学派ではこの四つのレギュレーターの相互作用について考える。一つずつ見ていく。法は言語によって記述されることを前提としている<sup>15)</sup>。そしてその法の存在を理解することによって法令遵守の行為が引き出される。法の存在および内容が理解されなければ規制として機能しないのである。言語能力の発達が未成熟な幼児に法を学ばせることはできない。そうした法による規制ではなく、市場に任せることで法令遵守とは別の形態で管理が可能となる。つまりは市場経済に委ねるという考え方である。それに対して、社会規範には法と似た側面がある。それはルールとしての側面である。しかしそのルールを遵守するか否かは場合によるし、仮に破ったとしても警察に逮捕されることや裁判になることもない。また法が「立法」「行政」「司法」という三つの独立した機関により支えられているのに対して、社会規範は所属する集団・組織のルールであるため、ルールを逸脱してもその影響はその集団・組織に関係する範囲に限定される。小さな組織においてはルール破りをしても、知らん顔していればそれで済んでしまう可能性さえある。それに対してアーキテクチャはルールの理解とは関係なしにその存在から行動を規制することが可能である。扉があれば迂回するしかないし、鍵がかかっていれば開けることは叶わないのである。

こうして新シカゴ学派は法以外のレギュレーターに可能性を見出し、そのレギュレーターによる「規制の多様性」、レギュレーターの「相互作用性」、法を遵守させるべくその他のレギュレーターに影響を介在させることにより実効性を高める「間接規制」について説明をする。レッシングはこれらレギュレーターの中でもアーキテクチャを強調したのである。レッシングは規制対象に対して①法②市場③社会規範

<sup>15)</sup> この点は碧海（1967）を参照せよ。

表2 規制の多様性・相互作用・間接規制

規制の多様性	法による規制	法は、サンクションの威嚇を背景とした命令。主体は国家権力。法による制約は、主観的には、行為者から見て事前の制約でありえるが、制裁を制約と理解すると事後的な制約。
	社会規範による規制	共同体の構成員が互いに課す、弱いが時折強力で数々のサンクションを通じて課される規範的制約。レッテル貼り。法とは異なり、組織化・集権化された執行は不在。
	市場による規制	市場とは価格を通じた制約。この制約は同時的であり、社会規範や法がある行為の後にサンクションを課すのに対して、市場は同時に制約。
	アーキテクチャによる規制	鍵やパスワードなどの物理的制約。侵入しようとする泥棒は即時に制約。同時的に制約。
相互作用	個々の規制は独立に機能するわけではなく、互いに影響がある。	
間接規制	直接規制は法が人々の行動を制約する形式。間接規制は法が他の市場・規範・アーキテクチャというレギュレーターを規制することによって人々の行動を制約する形式。	

レッシング (1998)、松尾 (2007, 2017) を参考に筆者作成

④アーキテクチャの四つによる相互作用の規制が可能であると考えている。相互作用による規制とは、間接規制のことを意味している。間接規制とは法による規制によっては行動を促すことができない場合でも法によりアーキテクチャをつくらせ迂回した方法で規制することが可能になるのである。例えばデジタル放送の録画や光学メディアのコピーコントロールなどが挙げられる<sup>16)</sup>。従来であれば明文化された法による規制と明文化されない社会規範による規制を想定し、それ以外に経済取引による市場からの規制という方法がとられていた。そこにアーキテクチャの視点を導入したのである。このことが何を意味するのか次節にて見ていこう。

## 2.4 アーキテクチャ概念の特徴

松尾 (2007) はレッシングの指摘するアーキテクチャの特徴を、「機会操作性」、「無視不可能性」、「意識不要性」、「執行機関の不要性」の四つにまとめ、説明を加えている (246-247 頁)。アーキテクチャのもつ特徴とその内容について見ていこう (表3)。まず「機会操作性」とは行為者の選好ではなく選択の機会を操作するものという特徴である。次に「無視不可能性」とは鍵のようにそれを無視したまま行為することができない特徴である。「意識不要性」とは制約される側が制約に対する意識するか否かに関わらず制約として機能する特徴である。最後に「執行機関の不要性」とは警察などの執行する者の存在を要せずに機能する特徴である。

アーキテクチャが機能した場合には、任意の行為の可能性を「物理的」に封じてしまうため、ルールや価値観を被規制者の側に内面化するプロセスを必要としない。その規制(者)の存在を気づかせることなく、被規制が「無意識」のうちに規制を働きかけることが可能となる。法や社会規範であれば、そうしたルールが存在することを教えることで規制として機能するのに対して、アーキテクチャはそこにあるだけで規制してしまうのである。塀があれば乗り越えずに別の道を探すように、塀のように電車のホームドアが設置されれば乗り越えることはほぼ考えられないのである。

<sup>16)</sup> この点は成原 (2016, 2017) が説明するサイバー空間での自由に関連する議論が参考になる。

表3 アーキテクチャの特徴

特徴	内容
「機会操作性」	行為者の選好ではなく選択の機会を操作する
「無視不可能性」	それを無視したまま行為することができない
「意識不要性」	制約される側が制約に対する意識するか否かに関わらず制約として機能する
「執行機関の不要性」	警察などの執行する者の存在を要せずに機能する

レッシング（1998）、松尾（2007）を参考に筆者作成

### 3. アーキテクチャ概念での検討課題

#### 3.1 アーキテクチャ概念の実例

前章にてアーキテクチャの特徴などについて確認した。ここではまず具体例としてシートベルトを用いて説明しよう。シートベルトの着用が義務づけられたのは、自動車事故の重篤化を防ぐためであった。着用は1971年に努力義務となったが普及率は低く、その後1985年に高速道路、1986年に一般道で罰則付きで義務化され、2007年には後部座席も義務化された。安全のために着用すべきものが法律によって義務化される。交通事故死は運転手だけでなく、同乗者や貰い事故をした人間も傷つけるため、各種予防としてのシートベルトが必要なのである。先ほどの枠組みで考えると次のようになる。①法：装着を義務づける法律、②市場：保険会社へ補助し、シートベルト着用者の保険料減額（もしくは、シートベルト未着用者への保険料の増額）、③社会規範：シートベルトをしないことの格好の悪さを強調、交通教育、④アーキテクチャ：イグニッションロックによりアクセルが踏ませない。以上のような四つの規制の方法が可能である。アーキテクチャによる規制と他のレギュレーターの異なる点は運転手に抵抗する動機を生ませない点である。シートベルトの着用について好き嫌いにかかわらず、着用しなければエンジンが起動しない状況を生み出すことで、運転手は従わざるを得ない。長年シートベルト無しで運転していた者であれば面倒だという気持ちも生まれるだろうが、最初からこの設計に慣れている者は当然のこのようにシートベルト着用を受容するであろう。法でも社会規範でも市場でも規制できなかったことがアーキテクチャによって容易に実行されるのである。このようにアーキテクチャによる規制は選択肢そのものを見えなくしてしまう、この点を強調しなければならない。

もう一度確認しよう。シートベルトを着用しないという選択肢はないというのは、着用以外の他の選択肢がない（機会操作性）ことを意味し、シートベルトの存在自体を無視することもできない（無視不可能性）と捉えられる。エンジンが掛からないのであればシートベルトをしたくないという動機はそもそも生まれえない（意識不要性）。自動車メーカーはこのシートベルトを設計し製造した場合、シートベルト着用に関して警察などが管理する必要もなくなる（執行機関の不要性）のである。しかし、意識不要性の説明にある反抗する動機を生まない点は新たな支配の形態であるとして、その危険性を指摘する論者もいるのである。重大事故の予防という点でシートベルトはその必要性を認められる。ただし、何を目的として設置されたのか分からないままに状況に従わざるを得ない、このことはいかなる問題を含むのだろうか。

### 3.2 意識不要性の隠された問題

松尾の指摘したアーキテクチャの特徴の一つである「意識不要性」について否定的な見解を示す論者も多い。そのうちのいくつかを見ていこう。まずアーキテクチャに含まれる支配的な側面を指摘するのが東・大澤（2003）である。東・大澤は新しい秩序維持の方法、セキュリティ、情報管理に関して説明する中で、東・大澤はアーキテクチャという表現は用いず環境管理型権力と規律訓練型権力の概念を用いて説明をする<sup>17)</sup>。ただしその概念はレッシグの議論を踏まえ問題意識の共通する部分も多い。まず環境管理型権力は人の行動を物理的に制限する権力のことを意味している。レッシグの説明するレギュレーターとしてのアーキテクチャの機能と同様と考えてよい。それに対して規律訓練型権力は一人一人の内面に規範（＝規律）を植え付ける権力のことを意味している。これはレッシグの説明するレギュレーターとしての法と社会規範の機能と同様であり、ルールを教え込んでいくことで従わせる考え方である。東・大澤によれば「環境管理型権力は人の行動を物理的に制限する権力ですが、規律訓練型権力は一人一人の内面に規範＝規律を植え付ける権力です。言い換えれば、環境管理型権力は多様な価値観の共存を認めているが、規律訓練型権力は価値観の共有を基礎原理にしている」（32頁）という。また東・大澤は「ビッグ・ブラザーが『食事は30分で終わる』と命令する社会と、イスが堅いせいで何となく30分で食事を終えてしまう社会では、『管理』という点では同じ効果が起きているわけで、どちらがよいかわからない」（34頁）と述べる<sup>18)</sup>。つまり言葉による命令と環境による促進とでは、結果さえ同じであればどちらの選択肢でも構わないというのである。ただし管理者が何を意図して行動を規制・促進するかはここでは不問としている。

さらに東・大澤は次のように説明する。環境管理型権力は多様な価値観の共存を認めているが、規律訓練型権力は価値観の共有を基礎原理にしているとし、「良く言えば、多様な価値観を共存させる多文化でポストモダンなシステムです。しかし悪く言えば、家畜を管理するみたいに人間を管理するシステムでもある」（33頁）と批判的なコメントを残している。環境管理型権力は人間を動物的に管理するシステムであり、価値観の共有（ルールの理解）は必要とせず、有無も言わず無意識に従わせることを意図した管理が行われることになると説明する。この点は松尾の指摘するアーキテクチャの特徴にあった「意識不要性」とほぼ同じ考えである。

次に濱野（2008）はアーキテクチャに関して「任意の行為の可能性を『物理的』に封じてしまうため、ルールや価値観を被規制者の側に内面化するプロセスを必要としない。その規制（者）の存在を気づかせることなく、被規制が『無意識』のうちに規制を働きかけることが可能」（20頁）と指摘する。このように濱野も無意識下に働きかける規制の存在を指摘している。前述した事前規制の考え方にあるように、選択肢を制限してしまうことの問題点を濱野も危惧している。

この無意識下での規制の問題についてはレッシグ自身も問題があることを説明しているのを見ていこう。意識されないままに規制されてしまう状況について次のように説明する。意識不要ゆえに、本来は操作可能であるはずのアーキテクチャが規制として意識されること無く、それがあたかも変更不可能なものとしてみなされてしまう。これがレッシグ（1999）の懸念していた「現状主義」である<sup>19)</sup>。現状主義とは現在の環境からの脱却について思い浮かべることのできない状態である。現在の環境の外部を知

17) これらの概念はG. ドゥールーズ（1990）をベースに議論がなされている。

18) よく言われるがファストフードで回転率を高めるために椅子を堅くするようなことがある。こうした物理的な管理についてはデザイン思考が参考になる。D. ノーマン（1988）や佐々木（2015）を参考に考えてほしい。

19) 現状主義についてはレッシグ（1999）の第三章を参照せよ。



る動機はなく、知る機会が消去されてしまったら、現状を維持することを当然視するようになる。これは映画『マトリックス』の世界のようなものである<sup>20)</sup>。

東・大澤の議論を踏まえ上で、さらに大澤はアーキテクチャによる人間の動物化に関する注意を喚起する。大澤（2013）は「（環境：筆者補足）管理型権力において頻用されるのは、とりわけ、アーキテクチャによる規制である。身体をアーキテクチャ——つまり物理的・技術的環境によって——制御するということは、人間を——内面を有する主体としてではなく——端的に動物として管理することを意味する。つまり（環境）管理型権力の対象は、生命である限りにおける人間である」（145頁）と述べる。主体のない存在として人間を管理することも可能であるという指摘をしている<sup>21)</sup>。

### 3.3 レッシグ以降の展開

ここまで見てきたようにレッシグのアーキテクチャ概念について日本では社会学者と法哲学者を中心として議論されてきた<sup>22)</sup>。アーキテクチャ概念を拡張しそれぞれの問題分析にも応用可能としつつその危険性について指摘する研究者もいた。彼らの議論の共通項は新たな規制・管理・統治の仕組みとして分析をしている点である。その中でアーキテクチャが規制として機能する一方で行動を引き出すことにも役立つことを指摘するのが鈴木（2009）である。鈴木（2009）によれば、アーキテクチャとは「人々に不自由観を与えることなく、設計者の思い通りに人々を操作する統治技術」であることは認めた上で、これまでの議論では規制という視点からの考察であったため、被規制者の自発性や自由意志への言及は見られなかったと指摘する。それに対して一定の幅での自己決定を促すことを目指す仕組みを設計することが重要であり、技術による人間疎外ではないと鈴木は考える。意識不要性による無意識の管理を可能にすることを認めアーキテクチャによって行動を促されても、それを不満に感じない社会の構築に言及するのだ。鈴木の本質はアーキテクチャの規制ではなく促進という側面に注目すべきとしている。

これまでのようにアーキテクチャによる規制、特に意識不要性に関する議論が多い中で、鈴木は自発性に注目したのである。鈴木はアーキテクチャがもつ「価値観やルールを内面化する必要が無いままに行動を促す」という点に注目し、アーキテクチャが自発性を育むように設計することの可能性を示唆している。さらに鈴木（2009）は「人々に不自由観を与えることなく、設計者の思い通りに人々を操作する統治技術」（111頁）であることを認めながら、「結果として『対抗する動機づけを生み出さない支配』が、悪しき設計意図によって運用されないために、民主的手続きによって正当性を確保すべき」（112頁）と主張する。そして「自由意志を持つことを禁じられるのではなく、生活環境の管理と、膨大な情報の蓄積を通じて振る舞いを制限されると同時に、その事実を、自発的な意志に基づく意味のある行動として根拠づけていくのである。このように考えるならば、アーキテクチャとは、情報技術などを用いた環境の設計によって、人々に一定の幅での自己決定を促すことを目指す『仕組み』」（112頁）と定義できるとする。つまり管理はされているが、完全に「支配」されているわけではない。一定の幅での自己決定を支持することの重要性を指摘している。そして鈴木は「設計されたモチベーション」論を展開する

20) こうした世界観をディストピアとして描いた作品に G. オールウェル『1984』や A. ハクスリー『すばらしい新世界』などがある。また全体主義を批判した P. ドラッカーの『経済人の終焉』も参考になる。

21) ここは人間を人格のない単なる物的な存在として扱うことは人間関係論や行動科学の議論を踏まえると経営学においては受け入れがたい部分だといえる。また社会学の分野では東（2001）のポストモダンにおける動物化という議論は参考になる。

22) 行動経済学の分野ではナッジ（nudge）概念を用いたアーキテクチャと同様の議論がある。R. セイラー & C. サンズティン（2008）、R. セイラー（2018）、大屋（2018）、大竹（2019）の説明を参照せよ。

のである。「従業員のモチベーションを喚起したり、企業に対する愛着に基づくコミットメントを引き出したりすると言うことは、一方的な意図の押しつけや『洗脳』のようなものではなく、自発的な従業員の振る舞いとの関わりの中で可能になるものなのであり、それゆえに働く側の『自発性』が要求されるのだ」(122頁)と鈴木は指摘する。このようにアーキテクチャに含まれる意識不要性から生じるであろう統治機能の悪用の指摘を踏まえて、そのことを理解しつつ民主主義的手続きの構築について言及する。

このように各論者はアーキテクチャによる意識不要性を論点にしつつ、無意識に規制・管理されることでは同意を得られている。さらに意識不要性の検討が行われてきた。この点を踏まえ、HRMにおけるアーキテクチャについて見ていこう。

#### 4. HRMにおけるアーキテクチャ

##### 4.1 アーキテクチャ概念でみる入社から配置まで

これまでの議論を踏まえアーキテクチャ概念を用いた場合にHRMのいかなる側面を分析可能とするのか考えていこう。HRM全体を敷衍した分析は困難であるため、ここでは日本社会で働くことを希望する者(主に大学生)が企業との雇用関係に入る段階について考察する。具体的には採用および配置に限定した説明となる。企業への参入は採用から配置までのプロセスであり、日本社会ではそのプロセスを新卒定期一括採用(以下、新卒採用)という慣行ですすめている。新卒採用とは学生と企業とが面接から内定までのマッチングする時期を限定し雇用契約を結ぶことを意図した仕組みである<sup>23)</sup>。大学生は卒業前の三年生頃から就職活動を開始し、卒業年度の10月1日に内定式を迎え、翌年度の4月1日に入社式に出席した後に働き始める<sup>24)</sup>。大学生における新卒採用はこの一連のプロセスを意味する。それに対して企業は内定式までに採用計画にある人員を確保すべく大学生に対して採用活動を試みる。この新卒採用のプロセスは学生には就職活動として認識され、会社には採用活動として認識される。学生は就職活動において当該プロセスを選択せずに就職活動を実施することも可能であるが、一般的なルートの新卒採用の枠から外れることを意味する。さらにこの学生の就職活動において大きな意味をもつのが就活サイトである。就活サイトとは多くの学生が就職活動を行う際に利用しているポータルサイトであり、ほとんどの大学生が利用しているのが現状である<sup>25)</sup>。

就活サイトは企業の求人情報の掲載と企業にエントリーを主な機能として有しており、学生と企業の重要な接点となっている。就活サイトの提供する具体的なサービス内容には企業の求人情報、企業が開催するセミナー・説明会の案内、企業情報の検索・収集、興味がある企業へのエントリー、セミナー・

23) 大企業と中小企業で採用の事情は異なるが一般的なケースとして説明する。

24) このあたりは小杉(2009)を参照せよ。

25) 2019年におきたリクナビによる内定辞退率データ販売の問題は就活サイトの寡占状態およびその支配的な構造の問題を顕在化させた。2019年8月3日の日本経済新聞朝刊(11頁)では「問題になったのは、年間利用者が約80万人という業界大手の立場を生かした独自サービスだ。学生がいつ、どの企業の情報を見たかといった閲覧履歴から、企業ごとの「内定辞退率」を5段階で算定。学生の氏名と結びつけて、メーカーなど38社に販売していた」と報道された。さらに「現在の日本企業の採用活動は学生が就活サイトにデータを登録することが前提になっている。リクナビと並んで『マイナビ』『キャリアタス就活』は3大就活サイトと呼ばれ、延べ利用者数は200万人強に及ぶ。就活生の志望を分析して効率的に採用広告を流すなど、登録する合計7万社超の企業にとって利便性を生んできたのは確か」といわれる状況だ。こうした就活のプラットフォームとなった企業に情報を集約されることはレッシングの危惧する自由の規制に繋がる懸念がある。さらに学生側から採用条件を提示する「逆求人サイト」登場の現象は支配的な構造への抵抗にもみえる。

説明会への参加予約、自己分析や適性検査の対策など多岐にわたっている。結果的に広範囲のサービスを提供することから就職サイトはプラットフォームとして機能することになり、新卒採用では学生のみならず企業も就活サイトへの依存度が高い<sup>26)</sup>。学生にとってこうしたサービスを利用することは就職状況に関する個人情報を就活サイトに提供することも意味する。新卒採用のプロセスの中では学生は就活サイトへの登録を求められ、企業は就活サイトへの求人情報を掲載することになる。この状況下でプラットフォームとしての役割の影響力は非常に大きい<sup>27)</sup>。

さらに新卒採用にはもう一つの問題が含まれている。それは就職活動の段階では入社後の職務内容が未確定のままで雇用契約が履行されることである。この理由は日本企業における仕事のあり方における職務記述書（job description）のあいまいさ（もしくは不在）によるものである。職務記述書とは従業員の職務の範囲を記述した書類である。いうなれば為すべき／為さざるべき仕事の範囲を明確に記した契約書である。一般的な就職活動ではこの契約書の説明項目にあいまいさが残されたままに、契約が履行されることとなる。職務の範囲があいまいなままでも契約が成立する雇用契約とはいかなるものなのか。就活サイトを使い職務内容の不明確なままに雇用契約を結ぶ学生と企業の関係性をアーキテクチャ概念の分析枠組を用いてみていこう。

前述の意識不要性から生じる「いちいち価値観やルールを内面化する必要が無い」、「人を無意識に操作できる」といった特徴は、採用における新卒定期一括採用の場面で規制的に機能している<sup>28)</sup>。これらに含まれる規制的な機能は事前規制のように選択肢を奪いつつ、なお成立する働き方もしくは雇用関係を生み出している。ではなぜ無意識に従わざるを得ないのだろうか。

一つには就活サイトの存在が大きい。皆が一斉に就活サイトを利用し、就職活動を同じようなペースで実行する。立ち止まってその状況がおかしいと思う学生はどんどん脱落していく。つまり就活サイトへの登録から始まる就職活動プロセスはその中での振る舞いおよびルールへの疑問を生じさせなくする。また経団連の就職ルールの存在は就職活動の時期を設定している<sup>29)</sup>。この決められた時間の中でいかに内定というゴールまでの道のりを速やかに処理するか競争が繰り広げられる。アーキテクチャ概念の分析枠組にあった規制様態の間接規制としてみると、就職ルールは規範に、就活サイトはアーキテクチャに相当し、規範を実現するために間接規制としてアーキテクチャが用いられている。

もう一つの影響は職務の無限定性である。前述の職務記述書のあいまいさの問題である。こうした点に関して濱口（2009, 2011）の「無限定正社員」や岩田（1977）の「組織成員の義務の無限定性」といった概念を参考にしてみたい。濱口（2009, 2011）によれば、正社員のメンバーシップ型契約には職

26) プラットフォーマーとは、インターネット上で大規模なサービスを提供する企業のこと。全世界規模で利用者が多いプラットフォームの4社をGAF（Google・Apple・Facebook・Amazon）と呼ぶ。

27) サイバー空間におけるグーグル八分という言葉がある。吉本（2006）によればグーグル八分のことを検閲などにより検索の対象から外れるよう操作され、検索の結果に表示されない状態と説明する。これはグーグルの検索サイトの検索結果に出てこなければネット上にあたかも存在していない、あたかも村八分かのように扱われてしまうことを意味する言葉である。翻って就活サイトを利用しないことは、就活において存在を提示できないという意味でグーグル八分と同様の結果を生みかねないのである。

28) 本稿では紙面の都合で取り扱わないが配置・異動における転勤、離職・退職における定年制なども企業都合で従わざるを得ない。またそれは転換期に限定してもその影響力は大きい。これらはアーキテクチャ概念で分析できると考える。

29) 1996年に日経連（経団連の前身）によって就職協定が廃止された。就職協定の始まりは1952年であり、時代ごとにその役割が与えられていた。就職協定の廃止は企業の採用行動に様々な影響を与え採用活動期間の早期化と長期化を引き起こしたといわれる。

務記述書ではなく「そのつど職務が書き込まれるべき空白の石版」があると指摘する。白紙のままの契約にサインをするために大学生は就職活動をおこなう。これが入社後は岩田(1977)の「組織成員の義務の無限定性」の議論にあるような形で展開される。そしてこの無限定性があらゆる命令を受け入れざるをえない感覚を醸成している。職務の範囲が不明確であれば、際限なく「私の仕事」となる可能性がありえる。就活サイトに登録し、就職ルールにより期限を限定されつつ、入社後も何をするのか不明なままで範囲のない仕事をするために就職活動をする<sup>30)</sup>。こうして就職活動を経て入社していく学生は無垢な人材として採用され、その後の新入社員研修を経て職場に配置される<sup>31)</sup>。職場の決定の意味することは職務の範囲の限定とは同義ではない。

#### 4.2 日本の雇用慣行におけるアーキテクチャ的性格

上記の就職活動は採用活動をおこなう企業の都合が含まれている。その意図はどこにあるのか、また採用活動を経て入社した従業員をどのように管理するのか考えてみたい。終身雇用慣行、年功序列慣行に代表される日本の雇用慣行は何をさせて、何をさせなかったのか考えなければならない。日本の雇用慣行による①従業員の行動規制の仕組み②従業員の行動促進の仕組み、つまり日本の雇用慣行に含まれる規制と促進の両義性についてみていく。終身雇用慣行の定義は様々であるが、定年まで勤め上げるとは共通する点である。定年制度は一定の年齢に達するまでの雇用保障と一定の当制度の年齢に達した際には強制解雇の両方がある。その中で自らの意志で組織から退出することを困難にさせていた。それは自己都合退職での退職金の罰則的減額にも見て取れる。こうして日本の雇用慣行は組織の中でのあるべき姿(定年まで勤め上げる働き方)を提示した。それは正解のある人生設計らしき姿を与え、抵抗なく受け入れられる働き方として現れた。もしかするとそれは「心地よい檻」なのかもしれない<sup>32)</sup>。これはレッシングの指摘した現状主義からも説明が可能である。このように日本の雇用慣行のアーキテクチャとしての機能は組織から退出させないことにある。その際に定着を促す企業内福利厚生(特に住居関係)は大きいと考える。企業内福利厚生は従業員の勤労意欲(morale)の向上に用いられてきた。その企業内福利厚生の意図するところはやめない限り幸せな生活の保障であった。

西久保(2004)によれば日本における福利厚生の起源について「明治初頭、大量の女子労働者が導入された紡績・製糸工業や、山間部などで厳しい労働環境にあった鉱工業などでの労務管理の一環として登場」したと説明する。また近隣に小売店や飲食店の不在、自宅通勤の困難性もあったのも要因にある。さらに「当時は、必ずしも福利厚生のニュアンスにある恩恵的・福祉的な面だけではなく、労働強化や低賃金維持のために機能したとみられる」(135頁)と説明される。こうした説明にあるのは遠方より受入れた従業員の生活環境を整備することで継続して働くことの恩恵を示しつつ、離脱した際のデメ

30) こうした状況をゲームとして楽しむ大学生もいる。いわゆるゲーミフィケーションである。内定をいくつ獲得できるかという設定をして友人と競う学生もいるのである。学生が就職活動をゲーム的に楽しむ人工環境の構築は可能だと考えている。また宇野・濱野(2012)はゲーミフィケーションとアーキテクチャの関係について「アーキテクチャ(人工環境)の設計を通じて人間を効果的に没入に誘うことができる-『アイロニカルな没入』ならぬ『アーキテクチュラルな没入』を起こす-装置」(192頁)と指摘しており、大変興味深い。

31) 2020年以降に就職活動では経団連による就職ルールの廃止も宣言され、その内容は徐々に変化することが予想される。本稿では取り扱うことはできないが、社内FA制、社内公募制、社内ベンチャー制などが実施されているようにある程度の職務範囲は自分で選択できるようになりつつある。それ以外にも就職活動における自由な選択は広がりつつあるとは思われるが、やはり規制的な側面が強いと筆者は感じている。

32) 「心地よい檻」という表現は筆者によるものだが、こうした管理を実現することは功利主義的な思想に基づいている。例えば仲正(2009)の第24講を参照せよ。

リットを極大化させているのである。

また間（1989）によれば「機能的合理化を進行させると同時に、反面では当時の日本の社会や文化に適合した制度として、いわば実質的合理的効果をねらって、経営家族主義が編成されていった」（123頁）とあり、「社会保障がほとんど存在せず、かつ貧困な農家から押し出され、不安定な立場におかれていた多くの労働者にとって、経営帰属意識を高めるのに役立つであろうことは想像に難くない」（124-125頁）と説明する。経営家族主義といった規範にも意図があり、社会保障のない状況で従業員の生活を保護しながらも離脱することの可能性を削減している。

さらに本多（1979）によれば「従業員およびその家族の私生活に、これ（福利厚生制度）を通じて企業が直接介入することになるだけに、ある意味では年功序列制や終身雇用制よりも『家』の思想を具体的に浸透させる役割をもってきたものと考えられる」（41頁）と指摘する。

このように社宅などの企業内福利厚生の意味は生活丸抱えをすることであり、「囲い込むこと」において合理的であったと捉えることが可能である<sup>33)</sup>。結果として企業内福利厚生と経営家族主義の相互作用は社宅としてのアーキテクチャを形成し、従業員の囲い込みに成功していた<sup>34)</sup>。その囲い込みも企業内福利厚生の変化に対応して、アーキテクチャによる規制から市場による規制に変化した。結果として組織からの退出は容易になり、転職行動も増加することとなったのである<sup>35)</sup>。

これまでの部分をまとめよう。レッシングの提示したアーキテクチャ概念の分析枠組を適用し考察した結果が次のようになる。就活サイト（アーキテクチャ）と就職ルール（規範）の規制により就職活動は意識せずとも開始される。雇用関係を結ぶにあたって職務記述書の不在により、仕事の範囲はあいまいなままで、契約を交わす。また日本の雇用慣行は従業員の生活を企業内福利厚生から囲い込むことに成功していた。さらに既存の研究では社会規範に換言されてしまう明文化されていない部分についてもアーキテクチャ概念を導入することで何が意図されていたのかについて分析が可能であると考えられる。

## 5. おわりに

アーキテクチャが生み出しかねない弊害についても言及しておきたい。大屋（2007）によれば「適切に設計すれば非常に安価で効率的な統治の道具になり得るだろう。だが同時に、設計の適切性と正当性をいかに担保するかという問題はつきまとうし、すでに指摘したように服従しているという我々の意識自体を失わせる懸念もある」（143頁）とある。こうした点はGAFに代表される巨大企業が個人情報を利用した際に何が起こるのだろうかという懸念を生じさせる。また松尾（2017）はレッシングの議論を踏まえ「サイバー・スペースは規制の及ばない自由の空間だと主張するだけでは、大企業が権力者になってしまう『法の私物化（privatized law）』を止めることができない」（7頁）点を強調する。インターネットに集積される個人情報がいかに管理され、また利用されるのか議論を続ける必要がある。

さらにこうした問題は企業だけではなく、国家による監視社会という問題も存在する。国家によるアーキテクチャの活用はすでに起きている現実なのである。梶谷・高口（2019）によれば監視国家化が進む

33) 社宅の機能については社宅研究会（2009）の説明が参考になる。

34) 太田（2001）を参照せよ。

35) バブル経済崩壊後の経営環境の中で人件費の抑制および雇用流動化への対応のために1995年頃に登場したカフェテリアプランにより企業内福利厚生も見直され社宅や社員寮などのハコモノは縮小され企業内福利厚生はモノから金銭的処理に変化しつつある。

中国を「幸福な監視国家」として表現し、「社会信用システム」による人々の行動操作が進んでいる様子を描いている<sup>36)</sup>。またサンスティン(2008)はナッジ(nudge:肘で小突く)を用いてリバタリアン・パターンリズムの実現を考察している。セイラーとサンスティンの意図はよく設計された制度によって「選択しない選択」をさせることで効率化を目指すのである。アーキテクチャを用いた間接規制により無意識に従わざるを得ない状況を創造する主体の問題は、企業および国家の影響力を加味すると放置できる議題ではない。

また稲谷(2017)は設計の道徳性を指摘し「技術が価値中立的ではなく、人の経験や実践の形成に能動的に介入して道徳的判断に影響を与え、あるいは道徳的判断を人間に代わって実行に移すこと」(96頁)を捉えなければならぬと指摘する。またP.フェルベーク(2011)は技術の道徳化の議論の中で次のように説明する。「技術的人工物自体に一定の道徳が認められ、それらの存在様態を通じて、より望ましい人間のあり方も構成されるべきである」とすると、技術的人工物を作り出す行為、すなわち設計も、道徳的設計としての意義を帯びる」(115頁)とフェルベークは指摘する。ここでは人と技術的人工物の新たな関係性を問うている。アーキテクチャに関連して議論するならば、アーキテクチャの道徳的配慮について検討する際に参考になる。企業と国家という管理主体の問題および管理装置としてのアーキテクチャの目的については引き続き検討する必要がある。

最後にアーキテクチャの特徴の1つである「執行機関の不要性」を関連付けて考えると次のような事態を招くことも指摘しておきたい。設計者が意図したものが時間を経るにつれ不便もしくは危険になっている可能性がある。コンピュータであればレガシーインターフェースやデバイスである。使用時は便利であるが次第に不便になるが交換ができない特徴をもつ。こうした点を日本の雇用慣行に当てはめて考えてみると次のように説明できる。高度経済成長を支えていた年功序列慣行はバブル経済崩壊後には見直しがなされ、現在でもレガシーコストとして扱われている。こうした物理的・仕組み的な負の遺産が悪影響を及ぼしている点については検証が必要である<sup>37)</sup>。こうしたアーキテクチャ概念を用いた分析は始まったばかりである。筆者の中では就活ルールとアーキテクチャの関係および日本の雇用慣行のみならずいくつかのアイデアがすでにある。これらに関しては次の課題としたい。

#### 参考文献

- 安藤馨(2007)『統治と功利 功利主義リベラリズムの擁護』勁草書房。  
 安藤馨(2009)「アーキテクチャと自由」『思想地図』vol.3 136-159頁、日本出版放送協会。  
 安藤馨(2010)「功利主義と自由 一統治と監視の幸福な関係」『自由への問い④コミュニケーション 自由な情報空間とは何か』72-98頁、岩波書店。  
 碧海純一(1967)『法と社会—新しい法学入門』中央公論新社。  
 東浩紀(2001)『動物化するポストモダン 一オタクから見た日本社会』講談社。  
 東浩紀・大澤真幸(2003)『自由を考える 9・11以降の現代思想』日本放送出版協会。  
 馬場敬信(2016)『コンピュータアーキテクチャ』オーム社。  
 Coase, R.H. (1988) *The Firm, the Market, and the Law*. University of Chicago Press (宮沢健一・後藤晃・藤垣芳文訳『企業・法・市場』東洋経済新報社、1992年)。

<sup>36)</sup> 梶谷・高口(2019)の第三章を参照せよ。社会信用システムによって登場した「お行儀のいい社会」をみるとアーキテクチャが社会に実装されて変化していく様子が描かれている。今後の社会統治を考える上でも非常に参考になる。2020年3月、コロナウイルスが世界規模での問題となっている。国家の規制のあり方については様々な立場があるが、どのような結果になるか予断を許さない。

<sup>37)</sup> こうした点についてはハックを用いた改善方法もある。塚越(2012)のハクティビズムの考えを参考にせよ。

- Deleuze, G. (1990) *Pourparlers*. Minuit (宮林寛訳『記号と事件—1972-1990年の対話』河出書房新社, 2007年).
- Norman, D. (1988) *The Psychology of Everyday Things*, Basic books. (野島久雄訳『誰のためのデザイン?』新曜社, 1992年).
- 藤本壮介・鈴木雄介 (2010)『拡張する空間』コム・ブレイン.
- 藤本隆宏・青島矢一・武石彰 (2001)『ビジネス・アーキテクチャー製品・組織・プロセスの戦略的設計』有斐閣.
- 藤村龍至 (2014)『批判的工学主義の建築: ソーシャル・アーキテクチャをめざして』NTT出版.
- 間宏 (1989)『日本の経営の系譜』文眞堂.
- 本多壮一 (1979)『労務管理』日本経営研修センター.
- 濱口桂一郎 (2009)『新しい労働社会—雇用システムの再構築へ—』岩波書店.
- 濱口桂一郎 (2011)『「ジョブ型正社員という可能性」』『自壊社会からの脱却』岩波書店.
- 濱野智史 (2008)『アーキテクチャの生態系—情報環境はいかに設計されてきたか—』NTT出版.
- 畑村洋太郎 (2005)『失敗学のすすめ』講談社.
- 飯田高 (2004)『〈法と経済学〉の社会規範論』勁草書房.
- 飯田高 (2012)『労働の法と経済学』『日本労働研究雑誌』労働政策研究・研修機構 54 (4), 72-75頁.
- 飯田高 (2015)『法を守る動機と破る動機: 規制と違法のいたちごっこに関する試論』『日本労働研究雑誌』労働政策研究・研修機構 57 (1), 15-25頁.
- 稲谷龍彦 (2017)『技術の道德化と刑事法規制』『アーキテクチャと法—法学のアーキテクチャ的な展開?』弘文館.
- 岩田龍子 (1977)『日本の経営の編成原理』文眞堂.
- 梶谷懐・高口康太 (2019)『幸福な監視国家・中国』NHK出版.
- 北折充隆 (2013)『迷惑行為はなぜなくなるのか? 「迷惑学」から見た日本社会』光文社.
- 小杉礼子 (2009)『なぜ内定式は10月1日に多いのか?』『日本労働研究雑誌』労働政策研究・研修機構, No.585.62-65頁.
- Lessig, L. (1998) "The New Chicago School". *The Journal of Legal Studies*. Vol. 27, No. S2 (June 1998), pp. 661-691.
- Lessig, L. (1999) *Code and other laws of cyberspace*. Basic Books (山形浩生・柏木亮二訳『CODE—インターネットの合法・違法・プライバシー』翔泳社2001年).
- Lessig, L. (2001) *The Future of Ideas: The Fate of the Commons in a Connected World*. Random House (山形浩生訳『コモンズ』翔泳社2002年).
- Lessig, L. (2006) *Code: And Other Laws of Cyberspace, Version 2.0*. Basic Books (山形浩生訳『CODE VERSION2.0』翔泳社2007年).
- 松村真宏 (2016)『仕掛学一人を動かすアイデアのつくり方』東洋経済新報社.
- 松尾陽 (2007)『アーキテクチャによる規制作用の性質とその意義』『法思想史学にとって近代とは何か (法哲学年報2007)』日本法哲学会, 241-250頁, 有斐閣.
- 松尾陽 (2017)『「法とアーキテクチャ」研究のインターフェース—代替性・正当性・正統性という三つの課題』『アーキテクチャと法—法学のアーキテクチャ的な展開?』弘文館.
- 水野祐 (2017)『法のデザイン』フィルムアート社.
- Nadler, D. (1992) "Organizational Architecture: A Metaphor for Change," in D. Nadler, M. Gerstein, R. Shaw, and associates, *Organizational Architecture: Designs for Changing Organizations*. San Francisco: Jossey-Bass, pp.1-8.
- 成原慧 (2016)『表現の自由とアーキテクチャ』勁草書房.
- 成原慧 (2017)『アーキテクチャの設計と自由の再構築』『アーキテクチャと法—法学のアーキテクチャ的な展開?』弘文館.
- 仲正昌樹 (2009)『なぜ「自由」は不自由なのか?』朝日新聞出版.
- 仲正昌樹 (2010)『「アーキテクチャ」と「法」と「私の自由」』『近代法とその限界』御茶の水書房.
- 西久保浩二 (2004)『戦略的福利厚生』社会経済生産性本部.
- 大澤真幸 (2013)『生権力の思想—事件から読み解く現代社会の転換』筑摩書房.
- 大竹文雄 (2019)『行動経済学の使い方』岩波書店.
- 太田肇 (2001)『困り込み症候群』筑摩書房.
- 大屋雄裕 (2007)『自由とは何か—監視社会と「個人」の消滅』筑摩書房.
- 大屋雄裕 (2008)『監視と自由の関係—事前規制と事後規制の違いを中心に』『警察学論集』61巻8号, 111-124頁, 立花書房.
- 大屋雄裕 (2014)『自由か, さもなくば幸福か?—二一世紀の〈あり得べき社会〉を問う』筑摩書房.
- 大屋雄裕 (2018)『確率としての自由—いかにして〈選択〉を設計するか』『談』no.111, 水曜社.
- 佐々木正人 (2015)『新版 アフォーダンス』岩波書店.

- 齋藤了文 (2005) 『テクノロジーとは何か 巨大事故を読む技術』 講談社.
- 齋藤了文 (2019) 『事故の哲学 ソーシャル・アクシデントと技術倫理』 講談社.
- 芝山潔 (2003) 『コンピュータアーキテクチャの基礎』 近代科学社.
- 鈴木謙介 (2009) 「設計される意欲 ―自発性を引き出すアーキテクチャ」『思想地図』 vol.31 110-135 頁, 日本出版放送協会.
- 社宅研究会 (2009) 『社宅街―企業が育んだ住宅地』 学芸出版社.
- 高橋真悟 (2013) 「J.R. コモンズの『法と経済学』」『経済学史学会第77回全国大会報告要旨』 (<https://jshet.net/docs/conference/77th/takahashi.pdf>: 2020年2月19日確認).
- 高橋哲也 (2016) 「人的資源管理におけるアーキテクチャ」『経営哲学』 経営哲学学会第13巻1号.
- 高橋哲也 (2019) 「日本の雇用慣行の規制的側面と動機づけ的側面―アーキテクチャの視点から―」『経営学論集』 第89集, 日本経営学会.
- 谷口和弘 (2006) 『企業の協会と組織アーキテクチャ 企業制度論序説』 NTT 出版.
- Thaler, R. and Sunstein, C. (2008) *Nudge: Improving Decisions About Health, Wealth, and Happiness*. Yale University Press (遠藤真美訳『実践 行動経済学』 日経 BP 社 2009年).
- Thaler, R. (2018) Nudge, not sludge. *Science* Vol. 361, Issue 6401, pp. 431.
- 塚越健司 (2012) 『ハクティビズムとは何か: ハッカーと社会運動』 SBクリエイティブ.
- 宇野常寛・濱野智史 (2012) 『希望論 2010年代の文化と社会』 日本出版放送協会.
- Verbeek, P.P. (2011) *Moralizing Technology: Understanding and Designing the Morality of Things*. Chicago and London: University of Chicago Press. (鈴木俊洋訳『技術の道德化 事物の道德性を理解し設計する』 法政大学出版 2015年).
- 吉本敏洋 (2006) 『グーグル八分とは何か』 九天社.